

「佐久平斎場」供用開始

平成28年4月から佐久平斎場の供用が開始されます。これにともしない、現行の高峯苑および豊里苑については、平成28年3月末で閉鎖となります。なお、運営管理については、引き続き佐久広域連合が行います。

24時間365日火葬の 仮予約ができます

佐久平斎場では、火葬予約受付システムが導入され、24時間365日火葬の予約が可能となります。なお、仮予約は佐久広域連合が指定した葬祭業者および霊柩業者が行います。葬祭業者を介さない場合は、役場で予約をしてください。

使用料の支払いは、火葬当日、 佐久平斎場で

斎場および霊柩車使用料等の各種使用料は、火葬当日に佐久平斎場受付窓口において、現金でお支払いください。ペット火葬についても同様です。

仮予約後は市町村役場で 手続きが必要です

仮予約後は今までどおり、役場での斎場・霊柩車使用許可申請(本予約)の手続きが必要です。必ず死亡届、埋火葬許可申請と併せ、本予約の手続きをしてください。

ペット火葬

ペットの火葬の受付は、佐久平斎場で行います。事前に電話予約をしてください。

施設概要

場 所 佐久市長土呂875番地1
開場時間 午前8時～午後5時15分

【佐久平斎場の使用料金】

(佐久広域連合組織市町村の住民)

火葬 (※1)	12歳以上	23,000円
	12歳未満	18,000円
	死産児・胞衣等	11,000円
多目的室	2時間まで6,000円 以降1時間ごとに3,000円を加算	
霊安室	24時間まで3,000円 以降12時間ごとに1,500円を加算	
ペット 火葬 (合同火葬)	10kg以下	4,000円
	10kg超～20kg	7,000円
	20kg超～30kg	11,000円
	以降5kgごとに2,000円を加算	

※1 「告別・拾骨室」および「待合室」の使用を含む

【霊柩車使用料金】

(佐久広域連合組織市町村の住民)

霊柩車 使用料	片道(1回)	11,800円
	往復(1回)	16,900円

※2 佐久広域連合が運行する霊柩車(特別車「リムジン車」を除く)を利用した場合の料金。佐久平斎場へは宮型霊柩車の乗り入れはできません。

【火葬時間】

一 般	①午前 8時30分	②午前9時
	③午前 9時30分	④午前11時
ペ ッ ト	⑤午前11時30分	⑥正午
	⑦午後 1時30分	
	午後3時以降	

問い合わせ先 佐久広域連合事務局庶務課施設係 0267(62)7721

確定申告は お済みですか？

所得税・住民税の申告時期です。皆さまはもう、申告を済ませたでしょうか。確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませないと無申告加算税がかかる場合があります。期限内に正しい申告を行ってください。

なお、区ごとに指定日が定められています。詳しくは広報やまゆり2月号(2ページ)をご覧ください。

期間

3月15日(火)まで
(土・日曜日を除く)

受付時間

【午前の部】

午前8時30分～11時
(相談開始 午前9時)

【午後の部】

正午～午後4時
(相談開始 午後1時)

場所

受付会場 役場第2会議室
申告会場 役場第3会議室

※毎週木曜日は午後7時まで申告相談を行っています。指定日に相談できない方は、ご利用ください。

問い合わせ先

税務課住民税係(内線42・43)

事業者は従業員などから 個人番号(マイナンバー)の 提供を受ける必要があります

事業者は、平成28年1月以降、従業員の健康保険および厚生年金等の加入手続きや、給与支払報告書の作成手続きを行うために個人番号や法人番号が必要になります。このため、事業者は従業員など報酬の支払先から個人番号や法人番号の提供を受ける必要があります。

種別	記載対象	番号の記載および提出時期
所得税(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成29年2月16日から3月15日まで (個人住民税および個人事業税は平成29年3月15日まで)
個人住民税(地方税)		
個人事業税(地方税)		
法人税(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで (延長法人は平成29年3月31日まで)
法人住民税(地方税)		
法人事業税(地方税)		
法定調書(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例)平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書(地方税)	平成28年分の支払報告書から	(例)平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定されている提出期限

ながの子育て家庭優待パスポート 事業を全国展開します

町では「ながの子ども子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買い物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を実施しています。平成28年4月からは、県外でも新パスポートカードを提示することで「全国共通ロゴマーク」提示店でサービスを受けられます。

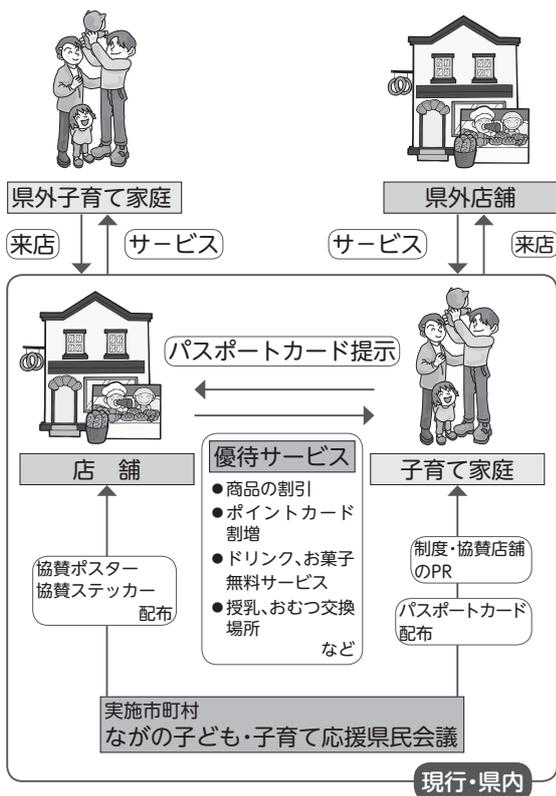
全国展開での新たなメニュー「フレンドリーメニュー」
未就学児のいる世帯が外出時に困らないよう、全国で受けられるサービスです。(例:粉ミルクのお湯の提供など)

バスポート対象世帯の拡大

妊婦への母子手帳交付にあわせ配布します。

新パスポートを配布します

平成28年3月下旬に御代田町にお住まいの18歳未満の子ども(18歳に達する年度の3月まで)がいる世帯に送付します。



問い合わせ先

町民課子ども係(内線47・74・76)